



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価（送料共）1か月2,200円

目次（\*については県例規集掲載事項）

- 告示
  - 1182 生活保護法による介護機関の指定  
(福祉保健総務課)
  - 1183 那智勝浦町営土地改良事業の工事の完了  
(農業農村整備課)
  - 1184 保安林の指定の解除  
(森林整備課)
  - 1185 保安林予定森林  
( " )
  - 1186 公共測量の実施  
(技術調査課)
  - 1187 道路の位置の指定  
(都市政策課)
- 選挙管理委員会告示

\*89 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部改正

## 告 示

### 和歌山県告示第1182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。  
平成21年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社エフサイズ	有田郡有田川町上中島715	訪問介護ようき	有田郡有田川町上中島715	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 21.9.28
社会福祉法人和歌山ひまわり会	和歌山市有本434-2	グループホーム向日葵倶楽部	有田郡広川町南金屋663-1、662-1	認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護	平成 21.10.1
医療法人三車会	紀の川市貴志川町丸柶1423-3	ヘルパーステーション桃花苑	紀の川市桃山町神田378	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 21.10.1

### 和歌山県告示第1183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、那智勝浦町から工事完了届があったので、同条第2項の規定により、この旨を公告する。

平成21年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 那智勝浦町営土地改良事業（基盤整備促進事業 下和田地区）
- 2 同意年月日 平成18年3月28日
- 3 事業主体 那智勝浦町
- 4 工事を完了した時期 平成19年3月28日

- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1185号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町防己字 朽谷677、677の1、677の2、678、678の1、679、679の1、680（以上1筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

### 和歌山県告示第1184号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字 勝浦字城山641の1（次の図に示す部分に限る。）

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

ティセンター | を | 紀の川市貴志川町長山24番地  
| | | 紀の川市西大井338番地

| 西貴志コミュニティセンター | に改める。  
| 打田保健福祉センター |

**和歌山県告示第1186号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山地方務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成)
- 2 作業期間 平成21年10月1日から平成22年2月1日まで
- 3 作業地域 和歌山市東小二里町  
和歌山市松ヶ丘一丁目  
和歌山市松ヶ丘二丁目  
和歌山市松ヶ丘三丁目

**和歌山県告示第1187号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3040	橋本市柏原字野畑422-1の一部	奈良県五條市田園2丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 21.10.9	5.00	32.59

**選挙管理委員会告示**

**和歌山県選挙管理委員会告示第89号**

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成21年10月23日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

表中 「 | 紀の川市貴志川町長山24番地 | 西貴志コミュニ